

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		空家等管理活用支援法人の指定
関 係 条 例 ・ 規 則		空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項
所 管 部 課 係 名		都市整備部都市計画課都市計画係
審 査 基 準	基 準	空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）により改正された、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関しては、支援法人の活用に関する清瀬市（以下「市」という。）の方針が定められるまでの間、市長はこれを行わないこととする。
	参 考 事 項	
	設定等年月日	令和 6 年 9 月 1 日 （令和 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	
	理 由	
	設定等年月日	令和 年 月 日 （令和 年 月 日最終変更）
備 考		

参考条文・関連条項

処 分 名	空家等管理活用支援法人の指定
所 管 部 課 係 名	都市整備部都市計画課都市計画係
参考条文 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号） 第23条 市町村長は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第（新設）七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。	